



明日の「働く」を、**デザイン**する。

第75回 定時株主総会招集ご通知



2025年3月26日(水曜日)
午前10時(開場時間午前9時)

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号
当社 大阪ショールーム
9階ホール

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意は
ございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社イトーキ

証券コード:7972

ごあいさつ

持続的な成長力を高める RISE TO GROWTH 2026

株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

ここに、第75回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の初年度となった第75期(2024年度)は、首都圏だけでなく地方都市においても社員満足度の向上や、人材獲得といった「人」への投資を重視する人的資本経営を意識した職場環境の改善ニーズが高まり、リニューアル案件や移転案件を中心に順調に推移しました。

また、オフィス家具のIoT化と空間センシングにより、データを活用した最適な働き方やオフィス空間を提供する「Office3.0」領域においても新サービスの提供を開始するなど注力してまいりました。

この結果、2024年度は売上高1,384億円、営業利益100億円を達成し、過去最高の業績を更新することができました。

また、中長期的に従業員のエンゲージメント向上が企業成長につながるという考え方のもと、従業員エンゲージメントスコア(会社に対する誇り)を経営の重要指標の一つとして掲げ、毎年、従業員を対象にES調査を実施しておりますが、2024年度の結果は昨年より7.8ポイント上昇し、過去最高となる82.5%となりました。

しかしながら、公正取引委員会から物流業務の委託内容において規定に違反するおそれがあるとして11月に行政指導(警告)を受けることとなり、株主の皆さまにもご心配、ご迷惑をおかけすることになってしましましたこと、改めて深くお詫び申し上げます。

公正取引委員会からの警告を真摯に受け止め、法令遵守の体制をより強固なものにするべく改善に取り組んでまいります。

その上で、中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」2年目は、「デジタル・デザイン・グループ・コンプライアンス」の4領域を重点課題に位置付け、イトーキグループ一丸となって業績達成に向けて尽力する所存でございます。

今後も企業価値向上および株主還元の充実に務めてまいりますので、引き続き、株主の皆さまにおかれましてはご支援、ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長

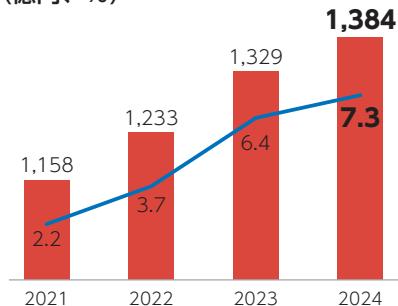
イトーキ

2025年3月

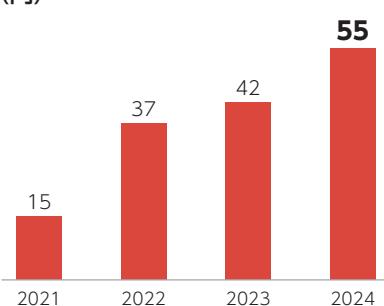
持続的な成長力を高める

RISE TO GROWTH 2026

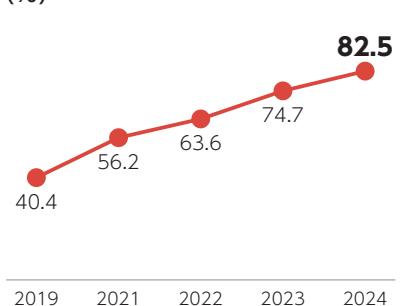
売上高・営業利益率
(億円、%)



1株当たり年間配当金
(円)



従業員エンゲージメントスコア
(%)



※重要指標「誇り」への肯定回答割合
2020年はコロナの影響で未実施

7Flags

2024年実施事項

① Office1.0／2.0領域

- ショールーム兼本社オフィス (ITOKI DESIGN HOUSE) のリニューアルオープン
- 新商品発売。サプライチェーン改革を踏まえた、大型商談プロジェクトの受注

② Office3.0領域

- Data Trekkingローンチ (オフィスデータ分析サービス)
- 燈 (オフィスデータ活用)、およびRFルーカス (RFIDロケーション技術)との協業

③ 専門施設領域

- 研究施設向け新ブランド「MAGBIT」発売 (株)ダルトン
- 防災シェルター向け特殊扉、および調剤薬局向け薬剤自動ピッキングシステムの開発

④ 高収益化

- 次期生産・物流・エンジニアリング体制プロジェクト開始
- (株)ソア買収、(株)イトーキエンジニアリングサービス統合、エンジニアリング本部の立ち上げ

⑤ グループシナジー

- ダルトン構造改革プロジェクト開始
- 伊藤喜オールスチール(株)統合決定、(株)ダルトン+(株)不二パウダル統合決定

⑥ 人的資本

- 従業員エンゲージメントスコア (重要指標「自社の誇り」への肯定回答割合) 82.5%
- 滋賀県と高度外国人材に関する覚書締結
- 女性管理職プール人財の強化

⑦ 財務戦略

- 「資本コストと株価を意識した経営」の推進
- 株主優待制度の新設
- 信用格付「A-」の取得

株主各位

証券コード 7972
2025年3月5日
(電子提供措置の開始日 2025年3月4日)

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

株式会社イトヰ

代表取締役社長 湊 宏 司

第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.itoki.jp/ir/stockholder/notification.html>



また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



※銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／P R情報」を選択ください。

なお、当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使くださいますようお願い申しあげます。



〔書面により議決権行使される場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、

2025年3月25日（火曜日）午後5時45分まで

に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。



〔電磁的方法（インターネット等）により議決権行使される場合〕

後記6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、

2025年3月25日（火曜日）午後5時45分まで

に議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1	日時	2025年3月26日（水曜日）午前10時（開場時間午前9時）
2	場所	大阪市中央区淡路町一丁目6番11号 当社大阪ショールーム9階ホール（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3	目的事項	報告事項 1. 第75期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第75期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役8名選任の件 第3号議案 監査役1名選任の件 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 第5号議案 取締役の報酬額改定の件 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件
4	招集にあたってのその他決定事項	(1) 代理人によるご出席の場合は、株主様ご本人の議決権行使書用紙と委任状をご提出ください。 (2) 書面と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (3) 電磁的方法（インターネット等）によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。 (4) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

○電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

○電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

議決権行使についてのご案内

株主総会に ご出席いただく場合



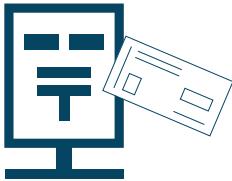
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年3月26日(水曜日)
午前10時(開場:午前9時)

株主総会に ご出席いただけない場合

書面



議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(同封の「記載面保護シール」をご利用ください。)

インターネット



当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

スマートフォン

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンでお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスしたうえで、画面の案内に従って行使内容をご入力ください (ID・パスワードのご入力は不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。



① 同封の議決権行使書用紙の右下にログインQRコード®が記載されています。

② スマホのQRコード®読み取りアプリを起動します。
※読み取りアプリは事前にインストールをお願いいたします。

③ ログインQRコード®にスマホをかざして読み取ります。
※アプリの指示に従ってください。

④ 「スマート行使」の画面が表示されますので、こちらから議決権行使をお願いいたします。

行使期限

2025年3月25日(火曜日)午後5時45分行使分まで

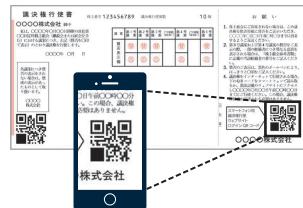
詳細は次ページをご覧ください

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

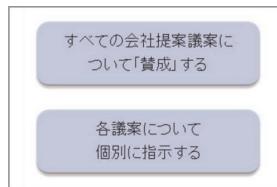
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

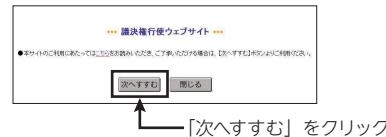
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使で操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

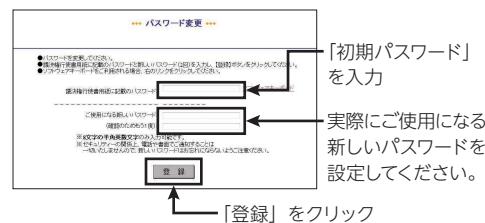
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類
議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分につきましては経営の重点政策のひとつとして認識し、収益状況、内部留保の充実、今後の事業展開などを総合的かつ長期的に勘案した上で、株主の皆様に継続的かつ安定的に配当することを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の経営環境等を勘案いたしまして、株主の皆様への利益還元として、配当を1株当たり55円とさせていただきたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金55円
総額2,706,227,260円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
2025年3月27日

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役山田匡通、湊 宏司、森谷仁昭、風 直樹、品田潤生、永田 宏、似内志朗、坂東眞理子の8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位および担当	取締役会出席状況
1	やま だ まさ みち 山田 匡通	再任 代表取締役会長	12回／12回
2	みなと こう じ 湊 宏司	再任 代表取締役社長	12回／12回
3	しな だ じゅん せい 品田 潤生	再任 取締役常務執行役員 企画本部長	12回／12回
4	やま むら よし ひと 山村 善仁	新任 常務執行役員 人事本部長	—
5	にた ない し ろう 似内 志朗	再任 社外 独立役員	社外取締役 12回／12回
6	ばん どう ま り こ 坂東 真理子	再任 社外 独立役員	社外取締役 12回／12回
7	かわ さき やす ゆき 川寄 靖之	新任 社外 独立役員	—
8	た なか とし え 田中 俊恵	新任 社外 独立役員	—

候補者番号

1 山田 匡通 (やまだ まさみち) 再任



●生年月日

1940年5月5日

●所有する当社株式の数

851,735株

●取締役会出席状況（2024年度）

12回／12回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1964年 4月	株式会社三井銀行（現株式会社三 菱UFJ銀行）入行	2002年 9月	三菱証券株式会社（現三菱UFJモ ルガン・スタンレー証券株式会社）
1991年 6月	同行取締役		代表取締役会長
1995年 6月	同行常務取締役	2004年 6月	東京急行電鉄株式会社（現東急株 式会社）常勤監査役
1996年 4月	株式会社東京三菱銀行（現株式会 社三菱UFJ銀行）常務取締役	2005年 6月	当社取締役
2000年 6月	同行専務取締役	2007年 6月	当社代表取締役会長（現）

重要な兼職の状況

医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長

一般財団法人東京顕微鏡院理事長

公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会相談役

取締役候補とした理由

山田匡通氏は、代表取締役会長として長年にわたり当社および当社グループを牽引した実績と経営全般における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号

2 湊 宏司 (みなと こうじ) 再任



●生年月日

1970年5月21日

●所有する当社株式の数

77,673株

●取締役会出席状況（2024年度）

12回／12回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1994年 4月	日本電信電話株式会社（NTT）入社	2015年 6月	同社 執行役員 社長室長
2008年 7月	サン・マイクロシステムズ株式会 社入社	2018年 8月	同社 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
2010年 6月	日本オラクル株式会社 カスタマ ーサポート統括（サン・マイクロ システムズ株式会社との経営統合）	2019年 8月	同社 取締役 執行役 副社長 最高執行責任者 (COO)
		2021年 9月	当社入社 顧問
		2022年 3月	当社代表取締役社長（現）

取締役候補とした理由

湊 宏司氏は、2022年より代表取締役社長として当社および当社グループの指揮を執り、強いリーダーシップを発揮しております。これまでの豊富な経験と高い見識を活かし、当社の構造改革プロジェクトおよび事業戦略高度化を推進するとともに、企業価値の向上に貢献しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たしており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **3** 品田 潤生 (しなだ じゅんせい) **再任**



- 生年月日
1961年10月21日
- 所有する当社株式の数
16,951株
- 取締役会出席状況（2024年度）
12回／12回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1985年 4月	旧株式会社イトーキ入社	2018年 1月	当社執行役員法人営業統括部長 兼 カスタマーバリュー統括部長
2006年 7月	当社東京東販売部港支店長		
2011年 3月	株式会社エフ・エム スタッフ (社長) 出向	2021年 7月	当社執行役員エンジニアリング統 括部長
2014年 1月	当社東日本支社長	2023年 1月	当社常務執行役員企画本部長
2016年 1月	当社執行役員法人営業統括部長	2023年 3月	当社取締役常務執行役員企画本部 長 (現)

取締役候補者とした理由

品田潤生氏は、当社営業部門および事業部門の重要なポジションを歴任し、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献しており、引き続き取締役の候補としました。

候補者番号 **4** 山村 善仁 (やまむら よしひと) **新任**



- 生年月日
1964年7月6日
- 所有する当社株式の数
18,811株
- 取締役会出席状況（2024年度）
—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年11月	旧株式会社イトーキ入社	2019年 1月	当社執行役員営業本部関西支社長
2005年 6月	株式会社メディカル経営研究センター (社長) 出向	2021年 1月	当社執行役員人事本部長
2013年 1月	当社営業本部関西支社大阪支店長	2023年 1月	当社常務執行役員人事本部長 (現)
2017年 1月	当社営業本部関西支社長		

取締役候補者とした理由

山村善仁氏は、当社営業部門および人事部門の重要なポジションを歴任し、当社グループ会社の経営経験があるなど、豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督など適切な役割を果たすとともに、当社および当社グループの持続的成長と企業価値向上に貢献できると判断し、新たに取締役の候補としました。

候補者番号

5 似内 志朗 (にたない しろう)

再任

社外

独立役員



●生年月日

1958年8月7日

●所有する当社株式の数

8,000株

●取締役会出席状況（2024年度）

12回／12回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年 4月	郵政省入省	2019年 5月	ファシリティデザインラボ代表（現）
2005年 4月	日本郵政公社（現日本郵政株式会社） 経営企画部門事業開発部長		筑波大学客員教授（現）
2009年10月	同社不動産部門不動産企画部長		東洋大学兼任講師（現）
2018年 4月	日本郵政不動産株式会社 プロジェクト推進部長（兼務）	2020年 3月	当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

ファシリティデザインラボ代表

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

似内志朗氏は、会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に対し有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただきおり、引き続き社外取締役の候補としました。

候補者番号

6 坂東 眞理子 (ばんどう まりこ)

再任

社外

独立役員



●生年月日

1946年8月17日

●所有する当社株式の数

4,296株

●取締役会出席状況（2024年度）

12回／12回

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1969年 7月	総理府入府	2014年 4月	学校法人昭和女子大学理事長
1985年10月	内閣総理大臣官房参事官	2016年 7月	学校法人昭和女子大学総長（現）
1989年 7月	総務庁統計局消費統計課長	2017年 6月	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
1994年 7月	内閣総理大臣官房男女共同参画室長		社外取締役（現）
1995年 4月	埼玉県副知事		公益財団法人東京学校支援機構（現）
1998年 6月	在オーストラリア連邦ブリスベン 日本国総領事	2019年 7月	公益財団法人東京都教育支援機構（現）
2001年 1月	内閣府男女共同参画局長		理事長（現）
2003年10月	学校法人昭和女子大学理事	2019年12月	株式会社三菱総合研究所社外取締役（現）
2007年 4月	学校法人昭和女子大学学長	2023年 3月	当社社外取締役（現）

重要な兼職の状況

学校法人昭和女子大学総長
MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役
公益財団法人東京都教育支援機構理事長
株式会社三菱総合研究所社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

坂東眞理子氏は、行政・教育分野における豊富な経験と高い見識を有しております。当該経験および見識を活かし、特にダイバーシティ推進や人材育成について専門的な観点から有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点で経営監視を実施していただいており、引き続き社外取締役の候補としました。同氏は、過去に社外取締役になること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号

7 川崎 靖之

(かわさき やすゆき)

新任

社外

独立役員



●生年月日

1959年4月30日

●所有する当社株式の数

0株

●取締役会出席状況（2024年度）

—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行	2017年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役副社長
2009年 4月	同行執行役員	2018年 4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副会長
2012年 4月	同行常務執行役員		株式会社三井住友銀行副会長
2013年 4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員	2020年 5月	S M B C 日興証券株式会社代表取締役兼副社長執行役員
2014年 4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ専務執行役員 株式会社三井住友銀行専務執行役員	2021年 4月	S M B C 日興証券株式会社代表取締役会長
2015年 4月	株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員	2021年 6月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役
2017年 4月	株式会社三井住友フィナンシャルグループ副社長執行役員 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員	2024年 4月	S M B C 日興証券株式会社特別顧問（現）
		2024年 6月	ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役（現）

重要な兼職の状況

ハウス食品グループ本社株式会社 社外取締役 監査等委員
 S M B C 日興証券株式会社 特別顧問

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

川崎靖之氏は、金融機関において企業経営に長く従事した経験から、企業経営者としての豊富な経験を有しており、企業経営に関して有益なご意見やご指摘をいただくとともに、独立的な視点から経営監視の役割を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役としての選任をお願いするものです。

候補者番号

8 田中 俊恵

(たなか としえ)

新任

社外

独立役員



●生年月日

1965年10月19日

●所有する当社株式の数

0株

●取締役会出席状況（2024年度）

—

略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1989年 4月	警察庁入庁	2020年 8月	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付 （内閣官房東京オリンピック競技大会・ パラリンピック競技大会推進本部事務局 セキュリティ推進統括官））
2013年 8月	岩手県警察本部長		
2015年 1月	警察庁刑事局捜査第一課長		
2016年 5月	警察庁長官官房会計課長		
2018年 1月	警視庁交通部長	2021年 9月	千葉県警察本部長
2019年 3月	警察大学校国際警察センター所長 兼警察庁長官官房審議官（国際担当）	2023年 8月	警視庁副総監
2020年 1月	内閣府大臣官房少子化・青少年対策審議官 兼大臣官房審議官（共生社会政策担当）	2024年 4月	警察大学校長
		2024年 8月	警察庁退職

重要な兼職の状況

なし

社外取締役候補者とした理由および期待される役割

田中俊恵氏は、長年警察行政に携わっており、行政全般、大規模組織の運営および国内外リスク管理等に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。それらに基づく専門的見地および客観的立場から、業務執行に関する助言および意見をいただくことを期待し、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよびリスク管理の一層の強化のため、社外取締役として選任をお願いするものです。同氏は、過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(注) 1. 坂東眞理子氏は、学校法人昭和女子大学総長であり、当社又は当社の主要な子会社と学校法人昭和女子大学との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はMS&ADインシュアラנסグループホールディングス株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とMS&ADインシュアラنسグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社および三井住友海上あいおい生命保険株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。

川㟢靖之氏は、SMBC日興証券株式会社特別顧問であり、当社又は当社の主要な子会社とSMBC日興証券株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。また、同氏はハウス食品グループ本社株式会社社外取締役であり、当社又は当社の主要な子会社とハウス食品グループ本社株式会社およびその子会社であるハウス食品株式会社との間には取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であります。

その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 似内志朗、坂東眞理子、川㟢靖之および田中俊恵の4氏は、社外取締役候補者であります。
3. 似内志朗氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって5年、坂東眞理子氏の当社社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。

4. 当社は、似内志朗および坂東眞理子の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、川寄靖之および田中俊恵の両氏の選任が承認された場合、同様に契約を締結する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、各候補者の任期途中である2026年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、似内志朗、坂東眞理子、川寄靖之および田中俊恵の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出しております。
7. 坂東眞理子氏が社外取締役として在任しているMS & Aロインシュアラ NS グループホールディングス株式会社の子会社である三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社は、2023年12月に他社との保険料調整行為等に関して、金融庁から保険業法に基づく業務改善命令を受け、2024年10月には公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。同氏は、当該事実について事前には認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性とその徹底について適宜発言をしておりました。また、当該事実の判明後は、再発防止を指示するなど、その職責を果たしております。
8. 川寄靖之氏は、2021年4月より2024年4月まで、SMB C日興証券株式会社代表取締役会長に就任しており、また、2021年6月より2024年6月まで、株式会社三井住友フィンシャルグループの取締役に就任しておりました。同氏の在任中、SMB C日興証券株式会社および株式会社三井住友フィンシャルグループは、SMB C日興証券株式会社の元役職員が金融商品取引法第159条第3項に違反した事態に関して2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、SMB C日興証券株式会社は同事態に関する2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。2022年10月、SMB C日興証券株式会社および株式会社三井住友フィンシャルグループは、SMB C日興証券株式会社と株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。同氏は、上記事態が判明するまでその事実を認識しておりませんでしたが、事態判明後は、法令順守の徹底や再発防止策の指示など、その職責を果たしておりました。SMB C日興証券株式会社と株式会社三井住友フィンシャルグループは、2022年11月に改善計画を策定し、公表いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査体制の強化および充実を図るため、監査役1名の増員をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

森谷 仁昭 (もりや よしあき)

新任



略歴、地位および重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社第一勵業銀行 (現株式会社みずほ銀行) 入行	2009年 4月	同行	名古屋中央支店長
1988年 7月	日本輸出入銀行 (現株式会社国際協力銀行) 出向	2010年10月	株式会社みずほコーポレート銀行 審議役	
1992年 5月	株式会社第一勵業銀行 国際企画部	2011年 1月	当社入社 執行役員管理本部副本部長	
1995年10月	同行香港支店 非日系営業課長	2012年 1月	当社執行役員管理本部長	
2006年 3月	株式会社みずほ銀行 三鷹支店長	2015年 1月	当社常務執行役員管理本部長	
2007年 4月	同行 個人企画部長	2021年 3月	当社取締役常務執行役員管理本部長	
		2025年 2月	当社取締役常務執行役員 (現)	

- 生年月日
1960年3月31日
- 所有する当社株式の数
44,203株
- 取締役会出席状況（2024年度）
12回／12回
- 監査役会出席状況（2024年度）
—

監査役候補者とした理由

森谷仁昭氏は、金融機関および当社管理部門における豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営に関する重要事項の決定や業務執行に対する監督、取締役会の機能強化など適切な役割を果たしてきた経験を生かし、当社の常勤監査役として職責を果たしていただきたく、新たに監査役の候補としました。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 森谷仁昭氏は、本総会終結の時をもって任期満了のため取締役を退任する予定です。上記の取締役会出席状況には、取締役としての取締役会への出席状況を記載しております。
3. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。森谷仁昭氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。監査役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、候補者の任期途中である2026年1月1日に当該保険契約を更新する予定であります。

(ご参考) 当社の「社外役員の独立性に関する判断基準」は、次のとおりです。

1. 現在または過去10年間において当社、当社の子会社または関連会社の業務執行者でないこと
2. 当社の現在の主要な株主（総議決権の10%以上を保有する株主）またはその業務執行者でないこと
3. 当社の主要な取引先（年間取引額が、当社連結売上高の2%を超える取引先または年間仕入額が当該会社の連結売上高の2%を超える仕入先）の業務執行者でないこと
4. 当社の主要な借入先（年間借入額が、当社総資産の2%を超える金融機関）の業務執行者でないこと
5. 当社から役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、弁護士等の専門家でないこと

●取締役会メンバーのスキル・マトリックス（予定）

第2号議案および第3号議案が承認された場合における取締役および監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

取締役 監査役	氏名	企業経営	財務 会計	法務 リスク管理	国際性	営業	生産 研究開発	人材開発	ESG	DX
取締役	山田 匡通	●	●		●	●			●	
	湊 宏司	●			●	●		●		●
	品田 潤生	●				●				
	山村 善仁	●				●		●		
	似内 志朗	●			●				●	
	坂東 真理子	●		●	●			●	●	
	川寄 靖之	●	●	●	●					
監査役	田中 俊恵			●	●			●		●
	船原 英二						●		●	
	森谷 仁昭	●	●	●	●	●			●	
	石原 修			●	●			●		
	白畠 尚志		●		●					

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。この決議の効力は、次回の定時株主総会が開催されるまでの間といたします。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ当社監査役会の同意を得ております。

小山 充義 (こやま みつよし)

●生年月日 1962年8月10日	●所有する当社株式の数 0株
---------------------	-------------------

略歴、地位および重要な兼職の状況			
1981年 4月 東京国税局入局	2015年 7月 石田税務会計事務所勤務		
1994年 7月 東京国税局調査四部	2015年 9月 税理士登録（現）		
2000年 1月 国税庁法人課税課		小山税理士事務所開設（現）	
2005年 7月 金融庁検査局	2016年 6月 第一実業株式会社社外監査役（現）		
2012年 7月 沖縄国税事務所国税訟務官	2023年 1月 当社社外監査役		
2014年 7月 東京国税局国税訟務官			

重要な兼職の状況
第一実業株式会社社外監査役

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小山充義氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 小山充義氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や他社の社外監査役としての経験を当社の監査体制に反映していただくためであります。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を定めております。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより同氏が社外監査役に就任する場合、当社は、同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、監査役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役および執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。小山充義氏の選任が承認され、その任期中に社外監査役が法令に定める員数を欠くことにより社外監査役に就任する場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
6. 小山充義氏が社外監査役に就任する場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案

取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の第51回定時株主総会において、「月額25百万円以内」としてご承認いただき今日に至っております。その後の経済情勢や経済環境の変化により今後ますます取締役の責務や期待される役割が拡大していることを勘案いたしまして、役員報酬制度の見直しを行い、取締役の報酬限度額を「月額50百万円以内」（うち社外取締役分は月額10百万円以内）に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。本議案は、事業報告の「役員の報酬等の額の決定に関する方針」に沿うものであり、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役は4名）となります。

第6号議案

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬改定の件

当社は、2018年3月28日開催の第68回定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」（以下、同定時株主総会における当該議案に係る決議を「当初決議」という。）において、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）が、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入し、譲渡制限付株式付与のために当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」という。）に対して支給する金銭債権の総額及び当社が発行又は処分する当社の普通株式の総数をそれぞれ年額120百万円以内（うち社外取締役分は年額5百万円以内）及び年179,000株以内としてご承認いただいております。

導入時と比べて、経営体制の強化による対象取締役の増加及び固定報酬と業績連動報酬との比重の転換など、近年の当社の状況等を総合的に勘案し、対象取締役に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権の総額及び本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数をそれぞれ年額500百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）及び年484,000株以内（うち社外取締役分は年19,000株以内。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）に改定させていただきたいと存じます。以上の改定点を除き、当初決議の内容に変更はございません。

上記の改定につきまして、今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して変更するものではありません。なお、取締役の報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれないものといたします。本議案は、事業報告の「役員の報酬等の額の決定に関する方針」に沿うものであり、取締役会の審議を経て決定しており、相当であるものと判断しております。現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役は3名）ですが、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は8名（うち社外取締役は4名）となります。

また、対象取締役は当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定いたします。

【譲渡制限付株式報酬制度（本制度）の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、任期満了、死亡、その他正当な事由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、監査役又は使用人のいずれかの地位からも退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点（ただし、死亡による退任又は退職の場合には、死亡後、取締役会が別途決定した時点とする。）をもって、当該退任又は退職の時点で保有する本割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

(3) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の承認の日において対象取締役が保有する本割当株式の全部について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(4) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

以上

第75期 事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外景気の下揺れや中国経済の先行き懸念、物価上昇、原材料価格高騰など、景気を下押しするリスクはあるものの、人的資本経営の一環として、人材確保や従業員エンゲージメントの向上を目的としたオフィス環境改善に強い関心が集まるなど、オフィスの在り方そのものが経営課題の一つと捉えられるようになってきました。

このような経済環境のもと、当社グループは中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」の初年度となる当連結会計年度において、重点戦略7 Flagsに基づいた各種施策を推進しました。持続的な成長力を高めるため、新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間などに対する付加価値提案、価値向上に重点を置いた営業活動の展開などにより、売上・利益の拡大を図ってまいりました。

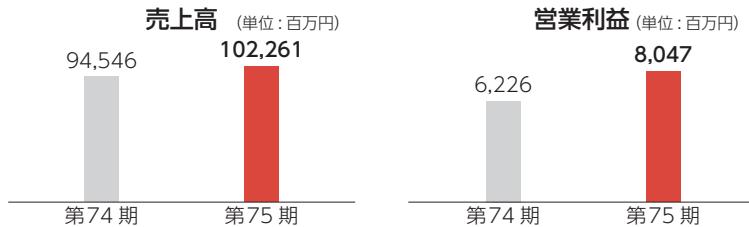
この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度比4.1%増の1,384億60百万円となり、3期連続の增收、過去最高の売上高となりました。営業利益は、增收効果及び提供価値の向上による利益率の改善などにより、前連結会計年度比18.2%増の100億77百万円となり、5期連続の増益、2期連続で過去最高益を更新しました。経常利益は、前連結会計年度比16.9%増の100億4百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前連結会計年度比21.6%増の71億83百万円となり、4期連続の増益、3期連続で過去最高益を更新しました。

なお、当社の連結子会社であるTarkus Interiors Pte Ltdは、2024年12月20日、シンガポール競争・消費者委員会より、競争法違反行為を行ったとして制裁金S\$5,113,918(574百万円 期中平均レート112.36円で円換算)の支払いを命じられました。

また、当社は、物流業務を委託している事業者に対して、納品場所以外での業務及び運送業務に係る附帯業務を無償で行わせている疑いがあるとして、2024年11月28日に公正取引委員会から、行政指導（警告）を受けました。

事業別の概況は次のとおりであります。

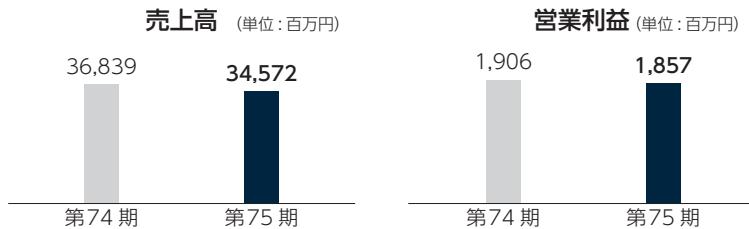
ワークプレイス事業



ワークプレイス事業につきましては、ハイブリッドな新しい働き方にあわせたリニューアル案件やオフィス移転等を中心に好調に推移しました。また、本社オフィス「ITOJI DESIGN HOUSE」のリニューアルオープンや各拠点のショールーム機能の強化、増収効果、提供価値の向上による利益率改善等により、増収増益となりました。

その結果、当事業は売上高1,022億61百万円（前連結会計年度比8.2%増）、営業利益80億47百万円（前連結会計年度比29.2%増）となりました。

設備機器・パブリック事業



設備機器・パブリック事業につきましては、研究施設向け設備における需要拡大、販売強化による増収効果はあるものの、物流施設向け設備における期ズレに加え、博物館、美術館の展示ケース等の公共施設向け設備の想定内の減収により、減収減益となりました。

その結果、当事業は売上高345億72百万円（前連結会計年度比6.2%減）、営業利益18億57百万円（前連結会計年度比2.6%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は6,915百万円であります。主な内訳は営業拠点の改修、生産力効率化に伴う機械装置の新設、各種システム基盤への投資等であります。

(3) 資金調達の状況

長期の運転資金のためシンジケーション方式によるタームローン契約（総額118億44百万円）を締結しております。

(4) 対処すべき課題

当社をとりまく事業環境は、原材料や資材、部品価格また物流2024年問題による物流費の高騰、円安の進行など、予断を許さない状況が続いています。一方、労働人口の減少を見据えた人財確保の観点から、オフィスのあり方が経営課題の一つと言われるようになり、その関心は全国に拡大しています。

このような経営環境の下、当社は2024年を初年度とする中期経営計画「RISE TO GROWTH 2026」を始動させました。本中期経営計画は「持続的な成長力を高める」ことをテーマとし、以下のとおり、重点戦略「7 Flags」及びESG戦略を掲げています。これら戦略に基づいた施策を着実に推し進めるために、当社はグループ経営の高度化を重要課題と捉え、重点的な取り組みを行っています。取り組みの一環として、グループ会社が保有する施工や製造などの様々な機能を連携させ、効率的な経営資源の活用を進めるとともに、グループ全体のガバナンス向上を図り、経営基盤を強化しています。

グループシナジーを追求し、高収益体質な企業へと変革することで、2026年に売上高1,500億円、営業利益140億円、営業利益率9%、ROE15%の達成を目指します。

■重点戦略「7 Flags」

1. Office 1.0 / 2.0 領域（注1）

新しい働き方やその働き方を実装するオフィス空間などに対し、付加価値提案を強化し、売上と利益のベースを確保する

2. Office 3.0 領域（注2）

オフィス家具のIoT化と空間センシングにより、データドリブンで、最適な働き方・オフィス空間を提供するサービスを開発する

3. 専門施設領域

物流施設領域・研究施設領域において開発・エンジニアリングにリソースを重点配分し、第2の柱に育成する

4. 高収益化

グループ生産供給体制の再編と社内ITインフラの刷新により生産・業務効率を高める

5. グループシナジー

イトーキ単体で実施した構造改革プロジェクトによる成功体験をグループ会社に水平展開し、グループシナジーを追求する

6. 人的資本

人事制度改革を軸に、社員1人1人の主体的かつ能動的な「創意と工夫」を啓発する

7. 財務戦略

中長期の観点から、成長戦略投資・社員還元・株主還元を計画的に実践する

■ ESG戦略

・Environment

「ITOIKI Ecosystem Initiative toward 2050～自然共生」(注3)のもと、生態系へのネガティブインパクト・ゼロ社会の実現に貢献する。

・Social

自社を「働く」環境投資の実証実験の場として発信し、本業のWork Style Designを推進することで、人的資本の最大化に貢献する。

・Governance

単体から連結視点に立った経営基盤の再構築を行い、グループ全体のガバナンス向上を図る。

(注) 1. Office 1.0：プロダクトベースの商品販売事業 / Office 2.0：空間ベースの商品ソリューション提供事業

2. Office 3.0：働き方ベースのオフィスDX事業

3. 「気候変動対応」「資源循環促進」「サステナブル素材活用」を重点領域として環境貢献活動を推進する社内イニシアチブ

(5) 財産および損益の状況の推移

項目	2021年度 (第72期)	2022年度 (第73期)	2023年度 (第74期)	2024年度 (第75期) (当期)
売上高(百万円)	115,905	123,324	132,985	138,460
経常利益(百万円)	2,437	4,177	8,555	10,004
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,166	5,294	5,905	7,183
1株当たり当期純利益(円)	25.82	116.99	130.29	147.02
総資産(百万円)	103,898	115,288	117,437	120,521
純資産(百万円)	45,076	49,910	54,999	49,342
1株当たり純資産額(円)	992.89	1,100.33	1,210.96	1,001.13

(注) 2024年度は、前記「(1) 事業の経過および成果」に記載のとおりであります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当する事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社イトーキマーケットスペース	百万円 100	% 100.0	商 業 設 備 機 器 の 販 売
伊藤喜オールスチール株式会社	90	100.0	鋼 製 家 具 ・ 機 器 の 製 造 ・ 販 売
イトーキマルイ工業株式会社	10	100.0	鋼 製 家 具 等 の 製 造 ・ 販 売
三幸ファシリティーズ株式会社	40	100.0	事 務 用 家 具 等 の 販 売
株式会社イトーキシェアードバリュー	50	100.0	オ フ イ ス 家 具 ・ 設 備 機 器 の レンタル・リユース
新日本システム株式会社	100	100.0	各 種 シ ス テ ム の 開 発
富士リビング工業株式会社	60	98.5	鋼 製 ・ 木 製 家 具 の 製 造 ・ 販 売
株式会社エフエム・スタッフ(注)	90	100.0	フ ア シ リ テ ィ マ ネ ジ メ ン ト 等 に 関 す る コ ン サ ル テ ィ ン グ 業 務
株 式 会 社 ダ ル ト ン	1,387	100.0	科 学 研 究 施 設 ・ 粉 体 機 器 等 の 製 造 ・ 販 売
株式会社イトーキ東光製作所	70	100.0	鉄 扉 ・ 貸 金 庫 等 の 製 造
株 式 会 社 ソ ー ア	10	100.0	オ フ イ ス 製 品 の 物 流
Tarkus Interiors Pte Ltd	150万S\$	100.0	オ フ イ ス 施 設 、 商 業 施 設 等 の 内 装 工 事
Novo Workstyle Asia Limited	3,180万US\$	100.0	ア ジ ア 子 会 社 の 統 括 会 社
ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.	1,500万US\$	100.0	ア ジ ア 子 会 社 の 統 括 会 社
ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.	130万S\$	100.0	事 勡 用 家 具 等 の 販 売

(注) 株式会社エフエム・スタッフの議決権比率には、間接所有分の0.9%を含んでおります。

事業報告

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当する事項はありません。

④ 重要な技術提携の状況

技術導入の相手先名	国 名	内 容
KRUEGER INTERNATIONAL,INC.	アメリカ	事務用収納扉の技術、製造、販売権の許与
WALDNER Laboreinrichtungen GmbH & Co.KG	ドイツ	実験用家具の製造、販売権の許与

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事 業 内 容	主要な製品およびサービス
ワークプレイス事業	事務および家庭用デスクならびにチェア、収納家具、カウンター、パネル、建築間仕切、金庫、オフィス営繕、組立・内装・施工などの物流サービス、什器の修理、メンテナンスなどの保守サービスなど
設備機器・パブリック事業	物流設備機器、商業設備機器、研究設備機器など

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

- (a) 本社 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
 (b) 営業所

区分	名称	
北海道	営業本部 北海道営業部	
東北地方	営業本部 東日本支社	(北東北・仙台・福島の各支店)
東京都	営業本部 東京支社 法人営業統括部 市場別営業統括部 金融営業統括部 プロジェクト営業統括部 セールスデイベロップメント統括部	(第1～4支店) (第1～4法人支店・情報通信営業支店) (第1～3支店) (金融第1～4支店) (プロジェクト第1～4支店) (DX営業部・ソリューション営業部) (NEXT VALUE営業部)
	設備機器事業本部 設備機器営業統括部 Web事業統括部	(システム機器販売部、パブリック販売室、特殊設備販売部) EC販売部
関東信越地方 (東京都を除く)	営業本部 東日本支社 東京支社	(栃木・群馬・長野・山梨・新潟・茨城・千葉の各支店) (埼玉・多摩・横浜の各支店)
中部・北陸地方	営業本部 中日本支社	(名古屋・中部第1～3・北陸の各支店)
近畿地方	営業本部 関西支社	(大阪中央・大阪・近畿・第1～2法人・市場別の各支店)
中四国・九州地方	営業本部 西日本支社	(広島・四国・福岡・福岡中央・九州・沖縄・熊本の各支店)

事業報告

(c) 生産拠点

区分	名称	
関東地方	生産本部 関東工場	千葉製造部（千葉市緑区）
近畿地方	生産本部 関西工場	滋賀第1～3製造部（滋賀県近江八幡市） 京都製造部（京都府八幡市）
	設備機器事業本部 設備機器商品統括部 電子機器商品部	電子機器製造課（滋賀県近江八幡市）

(注) 当社は2025年1月1日をもって組織改革を行ったため、営業所および生産拠点につきましては、新組織における名称を記載しております。

② 重要な子会社

国内	株式会社イトーキマーケットスペース（東京都中央区） 伊藤喜オールスチール株式会社（千葉県野田市） イトーキマルイ工業株式会社（新潟県長岡市） 三幸ファシリティーズ株式会社（東京都千代田区） 株式会社イトーキシェアードバリュー（東京都中央区） 新日本システム株式会社（東京都中央区） 富士リビング工業株式会社（石川県白山市） 株式会社エフエム・スタッフ（東京都中央区） 株式会社ダルトン（東京都中央区） 株式会社イトーキ東光製作所（茨城県坂東市） 株式会社ソニア（東京都墨田区）
	Tarkus Interiors Pte Ltd（シンガポール）
	Novo Workstyle Asia Limited（香港）
	ITOKI CHINA HOLDING Co., Ltd.（中国江蘇省）
	ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE, LTD.（シンガポール）

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
3,957名	65名増

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,427名	274名増	42歳 9ヵ月	13年 9ヵ月

(注) 従業員数は就業人員数であり、契約社員を含んでおります。

(10) 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	百万円 13,049
株式会社三井住友銀行	9,932
株式会社三菱UFJ銀行	2,292
株式会社横浜銀行	1,091
株式会社京都銀行	1,091

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2024年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 149,830,000株
- ② 発行済株式の総数 53,382,850株 (うち自己株式4,178,718株)
- ③ 株主数 9,185名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,979	12.15
株式会社 日本カストディ銀行 (信託口)	3,467	7.04
日本生命保険相互会社	2,225	4.52
株式会社 アシスト	1,609	3.27
イトー キ協力会社 持株会	1,456	2.96
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,293	2.62
株式会社みずほ銀行	1,121	2.27
株式会社三井住友銀行	1,069	2.17
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	891	1.81
山田匡通	851	1.73

(注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式を4,178,718株保有しております。

3. 持株比率は自己株式(4,178,718株)を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

	株 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	60,100株	5名
社外取締役	2,400株	3名
監査役	5,200株	3名

⑥ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および監査役の状況 (2024年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	山田匡通	医療法人社団こころとからだの元氣プラザ理事長 一般財団法人東京顕微鏡院理事長 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会相談役
代表取締役社長	湊宏司	
常務執行役員	森谷仁昭	管理本部長
常務執行役員	風直樹	営業本部長
常務執行役員	品田潤生	企画本部長
取締役	永田 宏	株式会社クレアホールディングス代表取締役社長
取締役	似内志朗	ファシリティデザインラボ代表 学校法人昭和女子大学総長
取締役	坂東眞理子	MS&ADインシュアラ NSグループホールディングス株式会社社外取締役 株式会社三菱総合研究所社外取締役 公益財団法人東京都教育支援機構理事長
常勤監査役	船原英二	
監査役	石原修	TMI総合法律事務所パートナー 株式会社小田原エンジニアリング社外監査役
監査役	白畠尚志	株式会社コメダホールディングス社外取締役(監査等委員) 株式会社IDホールディングス社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち、永田 宏、似内志朗、坂東眞理子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、石原 修、白畠尚志の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、永田 宏、似内志朗、坂東眞理子、石原 修、白畠尚志の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 当事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況	退 任 日	退 任 理 由
福原 敦志	監査役	2024年3月27日	任期満了による退任

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める最低責任限度額に限定する契約を締結しております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を締結しております。D&O保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されることとしています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。D&O保険の保険料は、特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の負担はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等の額

(a) 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬の決定に関する方針と取締役の報酬は、取締役会において決定しております。また、当事業年度の個人別の報酬等の内容について、取締役会は報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

社外取締役を除く取締役の報酬は、(1)固定報酬(2)業績に連動する変動報酬および(3)譲渡制限付株式報酬（非金銭報酬）からなり、それらの割合は代表取締役がこれを決定しております。(1)固定報酬は、報酬水準の妥当性を検証し、取締役会で承認された役位別等月額報酬表に応じた金銭報酬を月例報酬として支給しております。(2)変動報酬は、企業業績の向上に資するよう、役位に応じた金銭報酬を、会社の経営活動全般の結果を反映する当事業年度の連結の営業利益に連動させて、個人別の成績を加味したうえで算出し、事業年度終了後に支給しております。なお、当事業年度の連結の営業利益は、連

結損益計算書に記載のとおりです。個人別の成績は、担当領域毎に事業別、機能別に設定した評価指標に基づいて評価しております。(3)譲渡制限付株式報酬は、企業価値の持続的な向上と株主の皆様との価値共有を図ることを目的に、役位に応じた株式報酬を、中期経営計画のスタートに伴い毎期支給しております。中期における業績達成への動機づけを目的として、譲渡制限付株式報酬は、役員在籍を条件として支給しております。社外取締役の報酬は、固定報酬および譲渡制限付株式報酬としております。各監査役については職務の内容、経験および当社の状況等を確認のうえ、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

なお、取締役の報酬限度額は2001年3月29日開催の定時株主総会において、「月額25百万円以内」(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名(うち社外取締役は3名)です。この固定報酬枠とは別に、2013年3月27日開催の定時株主総会において、各事業年度の当社当期純利益の10%以内(うち社外取締役分は年額10百万円以内)とする変動報酬枠と2018年3月28日の定時株主総会において、「年額120百万円以内」(うち社外取締役分は年額5百万円以内)とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数はいずれも6名(うち社外取締役は2名)です。

取締役会は、取締役会の定める役員報酬規程に基づき、代表取締役会長山田匡通、代表取締役社長渕宏司の両氏に各取締役の報酬等の額の決定を委任しております。その権限の内容は、取締役の個人別報酬のうち、固定報酬および業績連動報酬等の各取締役に対する付与額の決定であります。権限を委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

また、監査役の報酬限度額は、2013年3月27日開催の定時株主総会において「月額10百万円以内」として決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は2名)です。この固定報酬枠とは別に、2018年3月28日の定時株主総会において、「年額10百万円以内」(うち社外監査役分は年額2百万円以内)とする譲渡制限付株式報酬枠について決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名(うち社外監査役は2名)です。

(b) 当事業年度に係る報酬等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役	319	153	124	40	8
(うち社外取締役)	(30)	(18)	(9)	(2)	(3)
監査役	36	30	—	5	4
(うち社外監査役)	(14)	(13)	(—)	(1)	(2)
合計	355	183	124	46	12

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、その割当て対象は、当社の取締役（社外取締役を含む）および監査役（社外監査役を含む）であります。
 3. 第74期事業報告における取締役報酬の記載に誤りがありました。正しくは、報酬等の総額392百万円（うち社外取締役30百万円）は390百万円（うち社外取締役28百万円）、報酬等の種類別の総額の中の業績連動報酬等220百万円（うち社外取締役12百万円）は218百万円（うち社外取締役10百万円）となります。
 4. 第74期事業報告における監査役報酬の記載に誤りがありました。正しくは、報酬等の種類別の総額の中の基本報酬29百万円（うち社外監査役10百万円）は31百万円（うち社外監査役11百万円）、業績連動報酬等2百万円（うち社外監査役1百万円）は－百万円（うち社外監査役－百万円）となります。

(6) 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外役員の他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前述の「(3)会社役員に関する事項 ①取締役および監査役の状況」に記載のとおりであります。
- ・取締役坂東真理子氏は、学校法人昭和女子大学総長であり、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役ならびに株式会社三菱総合研究所社外取締役を兼務しておりますが、当社と学校法人昭和女子大学、MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社の子会社である、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、三井住友海上あいおい生命保険株式会社ならびに株式会社三菱総合研究所との間に取引がありますが、その取引金額は直近事業年度における年間連結売上高の1%未満であり、特別な利害関係はありません。
- ・それ以外の兼職先と当社との間に特別な利害関係はありません。

(b) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当する事項はありません。

(c) 当事業年度における主な活動状況

主な活動内容

地 位	氏 名	主な活動状況および社外取締役に期待される役割に関して 行った職務の概要
取 締 役	永 田 宏	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、会社経営に関する長年の経験に基づき、主に経営者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	似 内 志 朗	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、主に会社経営やファシリティデザインに関する豊富な経験と知見から、当社経営に資する有益な助言・提言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。
取 締 役	坂 東 真理子	当事業年度に開催された取締役会12回全てに出席し、行政、教育分野における豊富な経験と高い見識に基づき、主に教育者としての見地から発言を行うとともに、独立的な視点での取締役会の経営監視機能を強化する役割を果たしております。

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
監 査 役	石 原 修	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回全てに出席し、主に弁護士として法律に関する高い経験と見識から、監査機能の実効性を高めていくための発言を行っております。
監 査 役	白 畑 尚 志	当事業年度に開催された取締役会12回、監査役会13回全てに出席し、主に公認会計士として財務および会計に関する豊富な経験、知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あづさ監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	107百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令及び基準等が定める会計監査人の職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 会計監査人の報酬等について監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由

当社監査役会は、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画における監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況および報酬見積りの相当性などを確認し、必要な検証を行ったうえで、当期の会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について

当社は、2006年5月31日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、基本方針に基づく体制の整備を行っております。なお、本決議は、2008年3月28日、2008年12月18日、2011年3月25日、2015年4月28日並びに2018年4月24日に改定を行っており、下記は最新（2018年4月24日一部改定）の決議の概要です。

＜内部統制システム構築の基本方針＞

当社は、内部統制システムの全社横断的・網羅的・一元的な構築に向け、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制整備について以下のとおり基本方針を定める。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 法令遵守、企業倫理を確立するため、取締役及び使用人の行動規範として「イトーキグループ行動規範」を制定し、その強化推進に努める。
- (b) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」により各職位に分掌する職務権限と各職位が誠実に職務を執行する責務を負うことを明確に定める。また、毎月開催する取締役会において必要な決議及び報告を通じて取締役の職務の執行を監督する。
- (c) 監査役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役会及びその他の重要な会議の議事録、稟議書、その他取締役の職務の執行に係る情報は、文書又は電磁的媒体に記録し、法令、定款及び「文書管理規程」に基づき、適切に保存・管理する。
- (b) 「情報セキュリティ基本規程」「情報セキュリティ基本方針」等を制定し、適切な情報管理に努める。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 「イトーキグループリスク管理基本規程」を定め、事業上生じ得るあらゆるリスクを正確に認識・把握して適切に管理する体制の整備・運用を行う。
- (b) 社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理の方針の決定を行うとともに、全社的見地での予防措置が必要な場合の対応を決定する。

- (c) リスク管理委員会はリスク分類毎に主管部門及び責任者を定め、当社グループのリスクの把握、分析、評価を行い、適切なリスク管理策を策定のうえ全社員に周知徹底し、リスクの極小化を図る。
- (d) 内部監査部門にて各部門におけるリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 取締役会を毎月1回開催するほか、取締役会を補完する機能として、常務会を毎週1回、執行役員会議を代表取締役が必要と認めた場合に、適宜開催し、重要決裁事項の審議、経営方針の徹底、業績進捗状況の確認など、経営環境の変化への対応と速やかな意思決定ができる体制をとる。
- (b) 執行役員制度を導入し、経営と業務執行機能を分離し、経営の効率化と責任の明確化を行う。
- (c) 全社最適に基づき合併効果を最大限に発揮し、全社機能の強化をねらいに機能別本部制を採用する。
- (d) 「取締役会規程」「職務権限分掌規程」「稟議規程」において、業務執行に関して各職位に分掌する職務権限とその行使の手続きを明確に定める。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 使用人に対しても取締役に関する1項(a)と同様の推進に努める。
- (b) コンプライアンス重視の経営を推進するため、コンプライアンス委員会を設置し、隨時開催する委員会でコンプライアンスに関する重要な事項を協議・決定し、リスク管理委員会に報告する。
- (c) コンプライアンス委員会の事務局として法務・コンプライアンス室を設置し、コンプライアンス推進委員及び推進担当を配置したコンプライアンス体制を構築する。
- (d) 法務・コンプライアンス室は、内部監査部門と連携して、コンプライアンス状況等について隨時協議する。
- (e) 社内における違法行為に関する通報窓口を社内及び社外に設置する。社外通報窓口は、法律事務所弁護士とする。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正化を確保するための体制

- (a) 子会社に対し「イトーキグループ行動規範」を配付し、法令遵守を徹底する。
- (b) 子会社の窓口としてグループマネジメント推進室を設置し、子会社には「グループ会社管理規程」に基づく当社への承認・報告を義務付ける。
- (c) 当社の会計監査人、監査役及び内部監査部門は、必要に応じて子会社の監査を実施する。

- (d) 当社及び子会社を含む社内通報制度を整備する。
- (e) 連結ベースでの経営指標及び業績管理指標を導入し、グループ全体の経営基本戦略の策定等を行う会議体を設置する。

⑦ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「イトーキグループの財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑧ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

「イトーキグループ行動規範」において、反社会的勢力及び団体との関係拒絶について明記し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求への対応窓口を総務部と定め、専任担当者を配置し、情報収集や他企業との情報交換に努める。また有事に備えて、対応マニュアルを整備するとともに、警察、顧問弁護士との連携を強化する。

⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあった場合、取締役はその使用人に関する体制について監査役と協議の上、適切に対応する。

⑩ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

使用人の任命、解任、人事異動については、監査役の同意を得ることとする。

⑪ 監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

⑫ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (a) 常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、常務会、執行役員会議その他の重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べなければならない。
- (b) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社又は子会社の業務又は業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果、社内通報制度による通報の状況及びその内容について速やかに報告するものとする。
- (c) 取締役及び使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。

- (d) 子会社の役員及び使用人は、当社監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合、速やかに監査役へ報告を行う。
- ⑬ **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取扱いを受けないと確保するための体制**
当社の監査役への報告を行った当社及び子会社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。
- ⑭ **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**
監査役がその職務の遂行について生ずる費用の負担を求めた場合には、速やかに対応する。
- ⑮ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
 - (a) 監査役と代表取締役は、定期的に会合を持ち相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
 - (b) 監査役が会計監査人及び内部監査部門と定期・不定期に会合を持つことで連携を図り、総合的、効率的な監査を実効的に実施しうる体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要について

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス

当社は、「イトーキグループコンプライアンス規程」に基づき、代表取締役が指名する役員を委員長とするコンプライアンス委員会を当事業年度において3回開催いたしました。コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し並びにコンプライアンス違反事案及び内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議などを行っております。また、役員及び従業員に対するコンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的に実施しております。

② リスク管理体制

当社は、「イトーキグループリスク管理基本規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において2回開催いたしました。リスク管理委員会は、リスク管理の方針を定め、リスク管理に係るリスクの評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めています。

③ グループガバナンス体制

当社のグループ会社管理部門は、「グループ会社管理規程」に基づき、当事業年度においてグループ会社4社による経営者ミーティングを1回開催いたしました。なお、来事業年度からはグループ会社期初ミーティングを開催し、当社の戦略・政策方針の共有化を図り、グループ会社社長から当事業年度の事業戦略および予算などの報告を行います。また、グループ会社のコンプライアンス体制強化のため、グループ会社の社長がコンプライアンス委員会に出席しております。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役を含む監査役3名で構成されています。監査役会は当事業年度において13回開催し、常勤監査役は、取締役会のほか、常務会、その他重要な会議に出席して情報収集に努め、取締役の職務執行が法令・定款に違反していないかなどを監査しています。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は、2008年3月28日開催の当社第58回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、その後、直近では2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、継続してまいりました（以下、2023年3月23日開催の当社第73回定時株主総会において継続した同対応策を「本プラン」といいます）。

本プランの有効期間は、2026年3月に開催予定の当社第76回定時株主総会の終結の時までとなっておりましたが、当社においては、中期経営計画に基づく諸施策を着実に推進し、安定的かつ持続的な成長およびコーポレートガバナンス体制のさらなる強化を図ることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものであると判断し、2025年2月13日開催の取締役会において、有効期間満了を待たず本プランを廃止することを決議いたしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	70,624	流動負債	55,426
現金及び預金	22,482	支払手形及び買掛金	8,711
受取手形、売掛金及び契約資産	29,277	電子記録債権	1,911
電子記録債権	5,775	設備関係支払手形	16
商品及び製品	5,332	1年内償還予定の社債	14
仕掛原材料及び貯蔵品	1,982	短期借入金	21,279
その他貸倒引当金	△194	1年内返済予定の長期借入金	8,993
		未払法人税等	2,281
		未払消費税等	931
		賞与引当金	2,763
		員注賞損引当金	234
固定資産	49,896	受製品保証引当金	3
有形固定資産	26,130	関係会社事業損失引当金	14
建物及び構築物	12,138	競争法規連携損失引当金	84
機械装置及び運搬土	2,478	製品自主回収関連損失引当金	724
リ一設ス仮の資勘	8,413	その他の	126
建そ	382		7,336
		固定負債	15,752
		社長期借入債	16
		延税金負債	6,505
		員退職慰労引当金	726
無形固定資産	5,111	継続役員退職給付に係る負債	341
のれの	671	製品自主回収関連損失引当金	71
そ	4,440	退職給付に係る負債	83
		資産除去債務	3,821
		その他の	1,343
投資その他の資産	18,654	合計	2,842
投資有価証券	6,548	(純)資産の部	71,178
退職給付に係る資	1,809	株主資本	
繰延税金の	1,945	資本剰余金	
そ貸倒引当金	8,496	益剰余金	
	△144	自己株式	
		その他の包括利益累計額	
		その他有価証券評価差額金	
		為替換算調整勘定	
		退職給付に係る調整累計額	
		非支配株主持分	
		純資産合計	82
資 产 合 计	120,521	負 債 纯 资 产 合 计	49,342
			120,521

連結計算書類

連結損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上高	売上総収益	原利管	益費	益				138,460
売上費	及業外取	般利益	理					83,259
売上費	業外取	配保の	息金	金				55,200
販管営	受保受そ	取険取	当利	金				45,123
営業	業外費	の	當	他				10,077
支払	外払	用利	數					
支払	手の	利						
経常	別利	益	益					624
特	固定資産	売却	益					
投資有価証券	売却	却						306
非支配株主に係る売建プラット・オプション負債評価益	の	益						170
そ	別損	失	益					220
特	固定資産	売却	損					
災害に	産除る	却	損失					
競争法	連損失引	当金	繰入額					
製品自主回収	関連損失引	当金	繰入額					
そ	の	他						
税金等調整前当期純利益								1,111
法人税、住民税及び事業税								10,071
法人税等調整								2,848
当期純利益								7,223
非支配株主に帰属する当期純利益								39
親会社株主に帰属する当期純利益								7,183

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,294	9,665	38,617	△111	53,465
当 期 変 動 額					
新株の発行(新株予約権の行使)	2,057	2,057			4,115
剰余金の配当			△1,904		△1,904
親会社株主に帰属する当期純利益			7,183		7,183
自己株式の取得				△15,901	△15,901
自己株式の処分		△4		201	197
自己株式の消却		△7,733		7,733	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		7,706	△7,706		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	2,057	2,027	△2,428	△7,966	△6,310
当 期 末 残 高	7,351	11,692	36,189	△8,078	47,155

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計				
当 期 首 残 高	678	638	132	1,449	45	45	39	54,999
当 期 変 動 額								
新株の発行(新株予約権の行使)								4,115
剰余金の配当								△1,904
親会社株主に帰属する当期純利益								7,183
自己株式の取得								△15,901
自己株式の処分								197
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	518	55	80	654	△45	43	653	
当 期 変 動 額 合 計	518	55	80	654	△45	43	△5,657	
当 期 末 残 高	1,196	694	213	2,104	—	82	49,342	

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 32社

主要な連結子会社の名称

伊藤喜オールスチール(株)

富士リビング工業(株)

(株)イトーキマーケットスペース

(株)イトーキ東光製作所

イトーキマルレイ工業(株)

三幸ファシリティーズ(株)

(株)エフエム・スタッフ

(株)イトーキシェアードバリュー

新日本システム(株)

(株)ダルトン

(株)ソーア

Tarkus Interiors Pte Ltd

Novo Workstyle Asia Limited

ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.

ITOKI CHINA HOLDING Co.,Ltd.

他17社

株式会社ソーアは、2024年2月29日の株式取得に伴い完全子会社化したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

また、連結子会社であった株式会社イトーキエンジニアリングサービスは、2024年7月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の数 7社

非連結子会社の名称

Knoll Japan(株)

他6社

非連結子会社はいずれも小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社（Knoll Japan(株)他7社）については、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、(株)ダルトン他国内子会社5社及びTarkus Interiors Pte Ltd他在外子会社1社の決算日は9月30日であり連結計算書類の作成に当たっては、同決算日の計算書類を使用しております。

また、Novo Workstyle Asia Limited他在外子会社7社の決算日は12月31日であります、連結計算書類の作成に当たっては、9月30日で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

但し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

また、当連結会計年度において、ITOKI SYSTEMS (SINGAPORE) PTE., LTD.は、決算日を12月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当連結会計年度における会計期間は13か月となっております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法

（評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により
算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ……………時価法

③ 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品……………主として総平均法に基づく原価法

（貸借対照表価額については収益性の
低下に基づく簿価切り下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く） ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） 市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、主に社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末において、将来の損失が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることができるものについて、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

⑤ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給基準内規に基づき当連結会計年度末要支給額の100%を計上しております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

当社が過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑧ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当連結会計年度末における損失負担見込額を計上しております。

⑨ 競争法関連損失引当金

競争法に関連する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する連結会計年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、子会社投資ごとに投資効果の発現する期間を見積り、10年以内で均等償却しております。

連結計算書類

[表示方法の変更に関する注記]

(連結損益計算書)

前連結会計年度において区分掲記しておりました「助成金収入」(当連結会計年度13百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

また、前連結会計年度において区分掲記しておりました「業務委託費」は、(当連結会計年度3百万円)については、金額が僅少となったため、当連結会計年度においては、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

[会計上の見積りに関する注記]

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	1,945百万円
--------	----------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当連結会計年度末における将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の税金負担額を軽減することが出来る範囲で計上しております。

計上にあたっては、事業計画に基づく一時差異等加減算前課税所得を見積もっており、その事業計画の主要な仮定は売上高成長率であります。売上高成長率は、過去実績に基づき、市場環境・業界動向を考慮し、設定しております。

課税所得の見積りは、入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると判断しておりますが、市場環境・業界動向の変化により、その見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産

受取手形、売掛金及び契約資産、電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額はそれぞれ以下のとおりであります。

受取手形	1,496百万円
売掛金	24,766百万円
契約資産	3,015百万円
電子記録債権	5,775百万円

(2) 契約負債

流動負債「その他」のうち、契約負債の金額は以下のとおりであります。

契約負債	713百万円
------	--------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

44,380百万円

(4) 担保に供している資産

定期預金	100百万円
------	--------

有形固定資産

建物及び構築物	1,118百万円
土地	1,927百万円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	355百万円
長期借入金	821百万円

(5) 受取手形割引高

1,133百万円

(6) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、当連結会計年度末日の満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形	8百万円
支払手形	6百万円

連結計算書類

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1、2	45,664,437	11,718,413	4,000,000	53,382,850
合計	45,664,437	11,718,413	4,000,000	53,382,850
自己株式				
普通株式(注)3、4	316,174	7,966,744	4,104,200	4,178,718
合計	316,174	7,966,744	4,104,200	4,178,718

- (注) 1. 普通株式の増加11,718,413株は、第1回新株予約権の行使によるものであります。
 2. 普通株式の減少4,000,000株は、2024年2月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。
 3. 自己株式の増加7,966,744株は、2024年2月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加7,965,900株、単元未満株式の買取請求による増加844株であります。
 4. 自己株式の減少4,104,200株は、2024年2月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却による減少4,000,000株、2024年4月23日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少104,200株であります。

(2) 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる 株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結 会計年度期首	増加	減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第1回新 株予約権	普通株式	11,718,413	—	11,718,413	—	—
合計			11,718,413	—	11,718,413	—	—

(注) 第1回新株予約権の減少11,718,413株は、新株予約権の行使によるものであります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年3月27日 定時株主総会	普通株式	1,904百万円	42円	2023年12月31日	2024年3月28日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年3月26日 定時株主総会	普通株式	2,706百万円	利益剰余金	55円	2024年12月31日	2025年3月27日

[金融商品に関する注記]

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入により調達をしております。

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、社内管理規程に従い、取引先ごとに残高管理を行うとともに、取引先の信用状況を定期的に把握し、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関して、定期的に時価や、発行体の財務状況等を把握し、管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに電子記録債務は、そのほとんどが5カ月以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金の使途は、主に運転資金及び設備投資資金であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を策定し、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結計算書類

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券	5,326	5,311	△15
(2) 長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）	15,499	15,480	△18

- (注) 1. 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」については、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 市場価格のない株式等及び貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は「有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,107
投資事業有限責任組合への出資	113

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,715	—	—	2,715
投資信託	—	2,068	—	2,068
資産計	2,715	2,068	—	4,784

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	526	—	526
資産計	—	526	—	526
長期借入金（1年内に返済予定のものを含む）	—	15,480	—	15,480
負債計	—	15,480	—	15,480

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

1. 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方、当社が保有している満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

投資信託は市場における取引価格はないものの、解約または買戻し請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほど重要な制限がないことから、基準価格を時価としレベル2の時価に分類しております。

2. 長期借入金

長期借入金の時価については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

連結計算書類

[賃貸等不動産に関する注記]

総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

[収益認識に関する注記]

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント（注）			その他 (注)	合計
	ワークプレイス 事業	設備機器・パブ リック事業	計		
売上高					
日本	90,308	34,184	124,493	1,452	125,945
アジア	11,635	234	11,869	—	11,869
その他	317	153	471	—	471
合計	102,261	34,572	136,833	1,452	138,286
財又はサービスの 移転時期					
一時点	100,622	33,368	133,991	1,452	135,443
一定の期間	1,638	1,204	2,842	—	2,842
合計	102,261	34,572	136,833	1,452	138,286
顧客との契約から 生じる収益	102,261	34,572	136,833	1,452	138,286
その他の収益	—	—	—	173	173
外部顧客への 売上高	102,261	34,572	136,833	1,626	138,460

(注) 当連結会計年度より報告セグメントの区分方法を見直し、「IT・シェアリング事業」に含まれていたオフィスシェアリング関連事業を「ワークプレイス事業」へ移管し、報告セグメントを「ワークプレイス事業」・「設備機器・パブリック事業」の2セグメントに変更しております。また、ITシステム関連事業等については、「その他」の区分に分類しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

連結計算書類

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	32,368
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	32,037
契約資産（期首残高）	3,338
契約資産（期末残高）	3,015
契約負債（期首残高）	1,043
契約負債（期末残高）	713

契約資産は、主に工事請負契約、製品及び商品の販売について、期末日時点で履行義務を充足しているが未請求の完成部分に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になつた時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、主に顧客との契約に基づき受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、未充足（又は部分的に未充足）の履行義務に配分した取引価格の金額及びそのうち将来認識されると見込まれる金額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	14,076
1年超	2,073
合計	16,149

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,001円13銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 147円02銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 売 売 販 営 営	上 上 総 原 利 高 価 益 費 益		97,826
売 売 売 販 営 営	上 及 び 一 般 利 管 理		57,631
業 外 収 益 利 息 金 額 他			40,194
受 取 配 当 金 戻 入			33,301
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入			6,893
業 外 手 の 用 利 数 息 料 他 益		16 990 19 310	1,336
支 手 の 用 利 数 息 料 他 益		236 170 155	562
特 常 利 益 却 益 益 額 他			7,666
固 定 資 産 証 券 却 益 益 額 他		517 225 2,717 612 32	4,106
投 抱 合 せ 有 株 損 失 引 当 金 戻 入			497
特 別 損 失 却 損 損 額 他		1 138 2 59 154 126 15	11,275
税 法 法 当 期 純 利 益 税 額 他		1,665 98	1,763
人 税、住 稅 等 調 整 税 額 他			9,511
人 期 純 利 益 税 額 他			

計算書類

株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

資本金	株 主 資 本									
	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金						
	資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準 備 金	配 当 準 備 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	5,294	10,832	30	10,862	881	250	1,079	12,230	10,029	24,470
当 期 变 動 額										
新株の発行(新株予約権の行使)	2,057	2,057		2,057						
剰 余 金 の 配 当									△1,904	△1,904
当 期 純 利 益									9,511	9,511
自 己 株 式 の 取 得										
自 己 株 式 の 処 分			△4	△4						
自 己 株 式 の 消 却			△7,733	△7,733						
利益剰余金から資本剰余金への振替			7,706	7,706					△7,706	△7,706
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純 額)										
当 期 变 動 額 合 計	2,057	2,057	△30	2,027	—	—	—	—	△99	△99
当 期 末 残 高	7,351	12,890	—	12,890	881	250	1,079	12,230	9,929	24,370

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他の有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△111	40,515	661	661	45	41,222
当 期 变 動 額						
新株の発行(新株予約権の行使)		4,115				4,115
剰 余 金 の 配 当		△1,904				△1,904
当 期 純 利 益		9,511				9,511
自 己 株 式 の 取 得	△15,901	△15,901				△15,901
自 己 株 式 の 処 分	201	197				197
自 己 株 式 の 消 却	7,733	—				—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当 期 变 動 額 (純 額)			510	510	△45	464
当 期 变 動 額 合 計	△7,966	△3,981	510	510	△45	△3,516
当 期 末 残 高	△8,078	36,533	1,171	1,171	—	37,705

個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品 総平均法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

機械及び装置 11～17年

② 無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量（有効期間3年）に基づく方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額を計上しております。

④ 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑤ 製品保証引当金

納入した製品の保証に対する費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

⑥ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

⑦ 製品自主回収関連損失引当金

過去に販売した特定の製品の自主回収及び点検・交換を行うに当たり、回収・点検等にかかる損失の発生に備えるため、損失発生見込額を計上しております。

⑧ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、当事業年度末における損失負担見込額を計上しております。

⑨ 競争法関連損失引当金

競争法に関する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる金額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 製品及び商品の販売（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

製品及び商品の販売については、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引渡す一時点において履行義務が充足されると判断し、当該製品又は商品について受け取ると見込まれる金額で認識しております。

なお、収益認識適用指針第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品又は商品の販売において、出荷時から当該製品又は商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

② 施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務（ワークプレイス事業、設備機器・パブリック事業）

施工を伴う製品販売並びに据付業務及び内装工事等の施工役務については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の見積り方法として、見積工事原価総額に対する事業年度末までの発生原価割合（インプット法）を適用しております。

なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

計算書類

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………為替予約

ヘッジ対象……………外貨建仕入債務及び外貨建予定取引

3. ヘッジ方針

為替予約については、為替変動による円建支払額の変動リスクを回避する目的で行っております。

4. ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、その変動の比率によって有効性を評価しております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

[会計上の見積りに関する注記]

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

1,343百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「会計上の見積りに関する注記（重要な会計上の見積り）」に記載した内容と
同一であります。

計算書類

[貸借対照表に関する注記]

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額
(2) 関係会社に対する金銭債権、金銭債務
 関係会社に対する短期金銭債権
 関係会社に対する長期金銭債権
 関係会社に対する短期金銭債務
 関係会社に対する長期金銭債務

29,272百万円
3,641百万円
50百万円
1,239百万円
59百万円

(3) 偶発債務

次の関係会社について、金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	407百万円
	(18百万元)
Itoki Modernform Co.,Ltd.	32百万円
	(7百万THB)
Tarkus Interiors Pte Ltd	12百万円
	(0百万SGD)

(4) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、期末日満期手形が当事業年度末残高に含まれております。

受取手形	8百万円
(5) 受取手形割引高	956百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

売上高	4,136百万円
仕入高	12,565百万円
営業取引以外の取引高	1,126百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式(注)	316,174	7,966,744	4,104,200	4,178,718
合計	316,174	7,966,744	4,104,200	4,178,718

- (注) 1. 自己株式の増加7,966,744株は、2024年2月13日開催の取締役会決議による自己株式の取得による増加7,965,900株、単元未満株式の買取請求による増加844株であります。
2. 自己株式の減少4,104,200株は、2024年2月13日開催の取締役会決議による自己株式の消却による減少4,000,000株、2024年4月23日開催の取締役会決議による譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少104,200株であります。

計算書類

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	630百万円
棚卸資産評価減	162百万円
未払事業税	137百万円
退職給付引当金	1,056百万円
投資有価証券評価損	394百万円
関係会社株式評価損	2,583百万円
貸倒引当金繰入超過額	310百万円
資産除去債務	407百万円
その他	687百万円
繰延税金資産小計	6,369百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△3,865百万円
評価性引当額小計	△3,865百万円
繰延税金資産合計	2,504百万円

繰延税金負債

前払年金費用	△515百万円
固定資産圧縮積立金	△258百万円
その他有価証券評価差額金	△137百万円
資産除去債務	△248百万円
繰延税金負債合計	△1,160百万円
繰延税金資産の純額	1,343百万円

[企業結合に関する注記]

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2024年1月29日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の特定子会社かつ完全子会社である株式会社イトーキエンジニアリングサービスを吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結いたしました。この契約に基づき、当社は2024年7月1日付で同社を吸収合併しております。

1. 合併の目的

当社は、施工事業及び保守・メンテナンス事業を担っている株式会社イトーキエンジニアリングサービスを吸収合併し、受注後のワンストップ体制を再構築することで、営業力の強化と更なる収益力の強化を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

2. 合併の要旨

(1) 合併の日程

取締役会決議日 2024年1月29日

合併契約締結日 2024年1月29日

合併効力発生日 2024年7月1日

(注) 本合併は、当社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、株式会社イトーキエンジニアリングサービスにおいては会社法第784条第1項に定める略式合併であり、いずれも株主総会の承認を得ることなく実施いたしました。

(2) 合併の方式

当社を存続会社とする吸収合併方式であり、株式会社イトーキエンジニアリングサービスは解散いたしました。

(3) 合併に係る割当ての内容

本合併による株式その他金銭等の割当てはありません。

(4) 合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

計算書類

3. 合併の状況

本合併による、当社の名称、所在地、代表者の役職、事業内容、資本金及び決算期の変更はありません。

4. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日) 及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

また、本合併に伴う抱合せ株式消滅差益2,717百万円を特別利益に計上しております。

[関連当事者との取引に関する注記]

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称又は氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者	山田百合子	当社代表取締役会長山田匡通の配偶者	(被所有)直接0.5%	土地の賃借(注1)	1百万円	—	—
	(株)璃理 代表取締役社長 山田百合子	山田百合子の資産管理会社	(被所有)直接0.7%	家屋の賃借(注1)	15百万円	敷金	12百万円
	伊藤文子	当社代表取締役会長山田匡通の義妹	(被所有)直接1.5%	土地・家屋の賃借(注1)	44百万円	敷金	34百万円

(注) 1. 近隣の地代を参考にして、同等の価格によっており、現金にて支払っております。

2. (株)璃理は、当社代表取締役会長山田匡通の近親者が議決権の過半数を保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	(株)イトーキ 東光製作所	70百万円	鉄扉、貯金庫等の製造	(所有)直接100.0%	—	仕入先	資金の貸付	—	短期貸付金(注1)	594百万円
							貸付金の回収	53百万円	長期貸付金(注1)	5百万円
子会社	NOVO WORKSTYLE CO., LTD.	2,812万US\$	鋼製家具の製造・販売	(所有)間接100.0%	—	仕入先	債務保証(注2)	407百万円	—	—

(注) 1. 当該貸付を貸倒懸念債権に区分し、当事業年度において関係会社貸倒引当金戻入額として14百万円を計上しており、当事業年度末における貸倒引当金残高は229百万円であります。

2. 銀行借入につき、債務保証を行なったものであります。

計算書類

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「連結注記表[収益認識に関する注記]」に同一の内容を記載しております。

[1株当たり情報に関する注記]

(1) 1株当たり純資産額	766円31銭
(2) 1株当たり当期純利益	194円69銭

[重要な後発事象に関する注記]

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年1月27日開催の取締役会において、当社を吸収合併存続会社、当社の完全子会社である伊藤喜オールスチール株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることを決議し、同日付で合併契約を締結し、2026年1月1日付で吸収合併（以下「本合併」といいます。）いたします。

なお、本合併は、当社においては会社法第796条第2項に規定する簡易合併であり、伊藤喜オールスチール株式会社においては会社法第784条第1項に規定する略式合併であるため、いずれも合併契約に関する株主総会の承認を得ることなく行っております。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 伊藤喜オールスチール株式会社
事業の内容 収納家具、カウンター、テーブルの製造

(2) 企業結合日

2026年1月1日（予定）

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、伊藤喜オールスチール株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) その他取引の概要に関する事項

①合併の目的

ワークプレイス事業に関連する商品の製造を担っているグループ最大の生産能力を持った

伊藤喜オールスチール株式会社を吸収合併し、グループ全体最適の生産体制を構築することにより、更なる競争力の向上および原価低減を図ることを目的として、本合併を行うことといたしました。

②合併に係る割当内容

本合併は当社の完全子会社との合併であるため、本合併による株式その他の金銭等の割当てはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施する予定であります。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

株式会社イトーキ
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イトーキの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イトーキ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通説の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

株式会社イトーキ
取締役会 御中

独立監査人の監査報告書

2025年2月19日

有限責任 あづさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 田 俊 之
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 丹 亮 資
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イトーキの2024年1月1日から2024年12月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第75期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査計画に基づき取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社往査を行い事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿つたものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月19日

株式会社イトーキ 監査役会

常勤監査役 船 原 英 二 修 印
社外監査役 石 原 尚 印
社外監査役 白 畑 尚 印

以上

日本経済新聞一面、2023年12月に5日間連続掲載した企業広告「イトーキの顔」が、「第73回日経広告賞」の「電気・通信・事務機器・情報部門」の最優秀賞を受賞

2024年12月も日本経済新聞一面に5日間連続掲載と、さらに地方3紙にも広告を掲載しました。

当社の強みとする、「Tech×Design based on PEOPLE」を踏まえ、中長期成長の源泉である「人的資本経営」の実践について、より広く周知活動を行いました。

【日本経済新聞 全国版】



【岩手日報、北國新聞・富山新聞、熊本日日新聞】



テレビ東京系列日経スペシャル「カンブリア宮殿」にて当社特集、湊がスタジオ出演し経営改革を訴求



「オフィス投資が人的資本経営に効く」という基本的な考え方のもと、デザインおよびITデータを活用した“生産性を高めるオフィス“づくりや、社員のエンゲージメント向上に寄与する経営改革など、当社の魅力を最大限に訴求することができました。

「統合報告書2024」WICIジャパン統合リポート・アワードでSpecial Award(審査員特別賞)を受賞



審査対象としてノミネートされた上場企業約400社の中から上位8社として受賞しました。イトーキの財務および非財務の価値創出、強みとするデザイン、Office3.0による戦略のユニークさ、中長期成長の源泉となる人的資本経営が評価されました。

本社オフィス兼ショールームを大規模改修し、 「ITOKI DESIGN HOUSE」としてリニューアルオープン

これまでにないほど「働く」が変化し、企業ごとの最適解が存在するいま、ITOKI DESIGN HOUSEでは働くことそのものが魅力に感じられる機能とデザインを追求し、お客様ごとの「Signature Experience(=ここでしか得られない経験価値)」をデザインします。



ワークプレイス事業



「働き方×働く環境」を
データドリブンで改善し
続ける新サービス
「Data Trekking」を発売



データサービスにおける 共同開発を推進

オフィスデータを活用した生成AIの共同開発を燈(株)と契約締結。
RFID位置特定技術を活用した
アプリケーション開発としてRF
ルーカス(株)と共同開発を開始



設備機器・パブリック事業



調剤薬局向け薬剤自動ピッ
キングシステム「DAP(Drug
Automatic Picking system)
with MediMonitor」をメディ
カルフィールズ株式会社と共
同開発



研究施設向け新ブランド
「MAGBIT」を発売
2024年度グッドデザイン賞
を受賞(株式会社ダルトン)

株主優待制度による寄付のご報告

この度、2024年度の株主優待制度において「寄付」をお選びいただいた148名の株主様からの寄付金総額444,000円を、「緑の募金(公益社団法人 国土緑化推進機構)」へ寄付いたしましたことをご報告申し上げます。

寄付にご賛同いただきました株主の皆様には、厚く御礼申し上げます。

株主総会会場ご案内図



開催会場

大阪市中央区淡路町一丁目6番11号

当社 大阪ショールーム 9階ホール

TEL(06)6223-3115



交通機関

地下鉄堺筋線
北浜駅
5番出口徒歩5分

地下鉄堺筋線
堺筋本町駅
12番出口徒歩5分

地下鉄御堂筋線
淀屋橋駅
11番出口徒歩10分

京阪本線
北浜駅
5番出口徒歩10分

※ 駐車場はございませんので、ご来館の際は公共交通機関をご利用ください。



株式会社イトーキ

本社：〒103-6113 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング
TEL. 03-6910-3950 (代表)



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

